:起きようとしているのか|衛権

東京大学助教

神子島

※著者プロフィールについては、6ページをご覧ください。

内実を掘り崩し、軍事優先の体制がつくられ ので、二つが合わさりながら平和憲法の基礎 す。2節と3節の内容は車の両輪のようなも ているのか(3節)を見ていきたいと思いま の中で安倍内閣が集団的自衛権の行使を求め 手続き的な問題(2節)と、 します (1節)。 ていくことが行われようとしているわけです。 本論ではまず、 その上で、 集団的自衛権の内容を確認 どのような思惑 解釈改憲という

1 集団的自衛権とは何か

的措置」。憲章五一条の②個別的自衛 ん。①憲章四二条、安全保障理事会の られているのは、三つのケースしかありませ は、今日の国際法において)武力行使が認め そもそも、 ①の軍事的措置、これが国連の名の下で正 パージに記 集団的自衛権となります。 国連 憲章のもとで(ということ (関係条文 権 「軍事

に武力が行使されるケースで、 六月後半に

と強弁する)ことと言えます。こうなると、 序維持の名目で武力行使に加わることを平和

連加盟国が集団で強制措置をとり、 する代わりに、 項で、国連加盟国は戦争に訴える権利を放棄 団安全保障」のことです。国連憲章第二条四 なりにわかにクロー ちなみにこのことは、国連加盟国は全て侵 国に制裁を与える、 侵略が発生した時に、 ・ズアップされてきた「集 というものです。 他の国 **(**侵

れば、 す。 けです。今行われようとしているのは、 和憲法」と呼ぶに値するものとなっているわ なる文言があるからこそ、日本国憲法が「平 文に平和的生存権を含んだ平和主義の理念と を放棄し、交戦権を認めないとし、そして前 第二項で具体的に「陸海空軍その他の戦力」 いかもしれない)、ということです。しかし、 略戦争を放棄しているということを意味しま (だから、取り立てて「平和憲法」といえな 日本国憲法九条は第一項だけ見るのであ 国連憲章の水準とあまり変わらない

> 言えるでしょう。 に積極的に追従する「普通以下?」)の国と 是認する「普通」 際紛争を解決するために武力を用いることを 日本はもはや「平和主 (あるいは米国の武力行使 一義」の 国ではなく、 玉

ては、日本は集団的自衛権を権利として持つ ています。 然権を行使できないのはおかしい、と主張し 行使容認派の多くは、このことを根拠に、 受けています。現在の日本の集団的自衛権の する, droit naturel, であるという扱いを 家の「自然権」(または固有の権利)を意味 ス語版(公式文書のうち一つ)で、ともに国 使できない、 ているが、 ②③の二つの自衛権 憲法九条の制約によってそれを行 ただし日本政府の従来の立場とし と説明してきたのです。 は、 国連憲章のフラン

きました。 各国の判断に任せられています。その範囲を、 国際法上の権利をどこまで行使するか 安倍首相は若い頃からその必要を訴えて 後で詳しく見るように、 政策判断に委ねるという方法もあ

国連憲章(本文で紹介したものの抜粋。下線部は神子島による協調)

- 2条4項 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領 土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるもの も慎まなければならない。
- 42条 安全保障理事会は、第41条に定める[非軍事的]措置では不充分であろうと認め、又は不充分なこと が判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動 をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動 を含むことができる。
- 51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事 会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を 害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告 しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のた めに必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすも のではない。

おおおむ 交史家 ね肯定 できるも 楢 彦 は カン で は あ そ

Š

日

本

政

府

は

隊

を海外に出

せるよ

 \mathcal{O}

見

方

成 立 が背

回に、

外交努力

積

極

的

に武力

紛

争を

避

さら

は ょ 義 止

子 つ \mathcal{O} \otimes 法

防

ける最-

大限

 \mathcal{O}

努力

が

7

いると言えます。

玉

選との 行使

亚

和

主

持 を によ

で

口

時 本

力の的

L

カコ け 8 7

って

あ

6

か

じめ

武

断

で

動

るように

にする、

いうことな

 \mathcal{O}

歯

止

をなくして、

時

 \mathcal{O} は、

政

権 実

 \mathcal{O}

政

策

ようとし

いることの本質

質的

 \mathcal{O} で 判 法

 \sim

 \mathcal{O}

歯 L

かけることが 意味

日

それ を行 利 $\overline{\mathcal{O}}$ ょ 団 があ 害が 集団 いって創る 使してしまうと成立 自 絡 安全)ます。 設され む 玉 白 11 紛 う 然権」と言 は たものに 概念自: 争で 常 しな 任 すぎま 理 体 が、 ** \ 事 ったところで ため、 能 玉 ï が せ 玉 直連憲章 拒 な ん。 大国 否 11 玉 お 権

けです。 そのため、 けで対処しな 大国 うの 国連 拒 11 0 憲章 そうすると小国 利 が て、 否 ラテンア 権 害に左右さ -を定 が発 般 いとなら 的 団 な 的 8 動 ノメリカ 自 た É 集 ñ ナサ な 団 衛 れ 権 は 的 V る る フ 諸 自 \mathcal{O} 個 可 小 が / ランシ 衛 導 玉 で 别 能 玉 性が 入さ などの 権 困 的 が ŋ 自 攻 成 ´ます。 『衛権だ く撃さ ス 高 立れ 要望 コ会 いわ \mathcal{O} 理 n

> 各 ス あ L めると指摘 \mathcal{O} \mathcal{O} な 動きで、 が 九 植 兀 民 してい 地 五. を持 (国連 つ 7 創 侧, たイギリス、 設 1 当 を見る必 時、 具体的には、 まだ世界 フラン

のです。 争に て、 は、 極 意 が 結 て、 由」を確保したい、 独 . 行 味 第二次大戦で宗主国に協力した植民地 玉 局 立 使され 本国 は英仏に妥協 <u>へ</u>の 介入できる 英仏の意見に難色を示して 安保理を十全なも 0 今まで通り、 利 まだソ から 動きが出て 可 た場合でも、 的 離 連と 自 n たわけです。 地 て しました。 国家が いまし という思惑が 権 を 11 $\bar{\mathcal{O}}$.ながら 協 が 残 \mathcal{O} 集団的· ?作ら し に 調 たわ したい を保って 安保理で れ 利 数争に訴 英米として け 害 自 · と 思 強 [衛権を用 たも \mathcal{O} 11 た米国 拒否権 $\dot{\tau}$ わ っ \mathcal{O} える自 る紛 て 1 V た VI

団 的 自

ŋ

わ現 ナ ラ わ \mathcal{O} 結 可 在 紛 局 け れ 戦争のような、 る戦 から 争に介入して アなど、 米 で 的 自 国 見てもず は後に、 衛 争 集団 南 政 いくこととなります 的 \vdash 的 自 \vdash 国 衛 ナ ナ 判 $\overline{\mathcal{O}}$ ム 権 断 評判を 政 が \mathcal{O} 府 誤 名 レ 玉 \mathcal{O} 0 地 \mathcal{O} 下に、 ナダ 要請 7 は に落 1 による たと思 ベ 他 1 力 玉

衛権の実例など

政権がそれを突っぱねると考えるの 確実に協力を要請されるでしょうし、 今日では、ベトナム戦争のようなケース ていました。 範 な反戦 \mathcal{O} ŋ 上と自 です 政 運 現 権 動 から集団 I衛隊 \mathcal{O} は 展 でした。 開 ア \mathcal{O} /メリカ: が 体 的 あ った 化 自 は難 が進 政 自民党 にからで 権 府 \mathcal{O} は しい んだだ を支 行使 白

1 1 いう名目で始めたもので、 能だったでしょう。 訶 [的自衛権で参戦しています。 アフガニスタン戦争の 自衛権を行 直 |後の異様 ダのテロ攻撃に対する個 な雰囲 使可能だったとす 気の 場合は、 米国 日本が当時集 別的自 の同盟国は集 米国 れば、 ることは不 が **I**衛権と ア 9 ル

設以 て成立した朝鮮 公来初め しては、 憲章第七 う形では 九 ソ 連 く 実際に武力を行使 章に 九一年の 安保理 無戦争の 欠席 去 基づく武力行 \mathcal{O} \mathcal{O} 玉 湾岸戦争でした。 隙をついた勧告 連 常任理事 国連軍」と、 あ 集団安全保障 した 対使が容置 玉 国連創 こによっ 国連 ただ にされ \mathcal{O} 例

非難決議 イラク政 イラク を出し 府 玉 \mathcal{O} 協力が不十分であると、 [連による大量 戦 ました。 どうだっ か 破 **S**壊兵器 こしそれ \mathcal{O} で

いカ

政

へ の

判をせぬままに協

لح

当性

ような詭

弁を用い

たところで、

るなら、

侵

略に対する抵抗

を力で抑えつ

は

あ

りど

まの

らせん。

これを「平和主

_ と るイラク占領

その

(の中

アメリ

ŧ ブッシュJr. 力行 戦争を小泉首相は支持したわけですが、 りながらイラクを攻撃 対使を認 国は焦ってい 大統領 ました。 国連と無関係の たの 元つからな で 中 けまし で 武 0 強引

選択を余儀なくされたのも確かです。 逃げるか、 国内対立をイラクにもたらしてい 不信がイラク人内部の対立を決定的に あったため、 粗末で、 結果としては米国の占領プランがあまりにお でした。 する声は ク国民の間にも、フセイン政権の 現在に至るまで、 イラクの しかし庶民は着の身着の 決してなかったわけでは 危険な中でイラクに残るかという その占領下で作ら 現実からかけ離れたもので 以前はなかった激 ħ 、ます。 た政権 まま外国に ありません 打倒を歓迎 そして Ļ 、この L 11

隊の 向 検証していません。 国連 こうしたイラク戦争を支持した首相 だけて自衛隊を送る資格はありませ イラク派遣などを、 名古屋高 から見て正当性のな 武裁で違っ このような政 [憲判決まで出た航空自: 日本政府 い攻撃に端を 政府に外! はまとも \mathcal{O} 判 発す 玉 衛 断

> 動きは、 本帝 でしょう。 て 史を正 います。 玉 当化しようとする歴史修 戦 面 過去の 上 た現代的問題と深 一秩序を作ろうとしてきた大日 平 和 目 \mathcal{O} \mathcal{O} ため 侵 だと言えること 民地 正 主 主

2節 手続き上の問題

大量破壊兵器はありませんでした。

当初イラ

ます。 使は され わ を中心に書きます。 るため、 分 ることの けですが、 (および座談会)を参照してくださ 可能だという前 ていることの意味をつかむことを優 1 ち て、 政府が何を変更しようとしているか 手続き的な問題点について見 今 その この第2節では、 前提自体 つまり 提 で政 閣 が 府は \dot{O} 個 進 問 莂 8 題 議 的 ようとし 自 は ま 他 て て の行 \mathcal{O} 11 7

即日首! 提言し、 に出 成 う形になっているわけです。 談 まで開くとい て安倍首相のお友だちで集団的自 成の人ば 会」 選んだ国会議員が法律 しました。 安全保障の法的基盤の (安保法制懇) それを内閣が受けて がその方向に持ってい それが集団 しかも報告書を出 が報告書を五月 Ó 的 再構築に関する懇 メンバー ものです。 進 自 くため 衛権 \widetilde{b} □ 衛 権 Ź 11 \mathcal{O} 行 からし くとい 行 五.日 して

違反を堂々とやっているということです。味を自分たちで変えるというのは、要は憲法行政のトップとしての内閣が、逆に憲法の意

法制懇の報告書はもはや無意味に

いう声 いない中で報告書が出されたのです。 せた会議運営がなされ、議論が尽くされては の政治的な思惑によるタイムテーブルに合わ が熟議したと思うだろう。 又は意見の交換の場にすぎない しかも懇談会の一部議員からは せん。これは一般的に (『朝日新聞』二〇一四年五月一五日)と 、も漏れ聞こえています。 点をもう少し 安保法制懇というのは、 相の 詳しく見ていきますと、 私的諮問機 「出席者の意見の表明 全くそうではない」 「世間は我々 」ものです。 関にすぎま 法令に根 首相

の内容とは違う形で検討する、 ば不可能です) 図ったように(というより、 にのっとって当の首相が議論するのかといえ く行使できるようにし、 しかも、 全く違うのです。 諮問に応えたわけですから、 も可能にすべきと提言 そんな安保法制懇といえども、 首相は記者会見をし、 0 報告書は集団 行使にとどめるという立 府としては 報告書の出た当日に、 加えて集団安全保障 図っていなけれ と述べたので 的 自衛権を広 ました。 「限定的な その内容 報告書 首

を表明したのです。

すので、 しかし るから、 なるものが、 で自公が落としどころを作ろう、 反発を受けてひっこめたりと、 ないのだという説明があとから出てきたり、 結局のところ集団安全保障まで認めざるを得 にはなりません。既に報道され ものに過ぎないのであれば、 たく関係のない日本独自で考えている基準で 団的自衛権の中でもより攻撃的でないものを 強い公明党への配慮を首相サイドが見 省)が出してくる、 ほとんど検討されず、 そしてそれ以後の議論では、 いう政治的なメッセージだと言えましょう。 「限定的に」認めるだけだということです。 これは、 制的なスタンスでこの 「限定的」というのは、 は要するに、 国民 政府が議論をリード 集団的自衛権行使に否定的な声 議論の中心となっています。 の皆さん安心してください、 集団的自衛権 法制懇 別個に政府 の報告書よりも 現実的 して決 報告書の 問題を考えてい 国際法とはまっ あいまいな形 ているように、 11行使の事 という状況 (特に外務 込められる な歯止め 内容は が لح 集 例 政

主権者の無視

うことです。つまり、自民党内および公明党「与党協議とその後の閣議決定にある」といきことは、今なされている議論の中心は、ここで細かな線引きよりも理解しておくべ

展値をしているのは、いより女台りよ見ななどが提供している、ということです。わせを行っていて、しかもその題材を外務省内それぞれと、そして両党での意見のすり合

す。 府がこの ある国会と、主権者国民の は思えないプロセスです。 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} (報道も、それぞれの政治的スタンスに都合 入り込んだリークにもとづくもの いい部分が多くなります。 道されているのは、 問題を決める主体であるかのようで かなり 国権の最高機関で 声とを聞かず、 民主主義国家と 政治的な思惑 政

応じて、 ントは、 て、 安倍政権 ということなのです。 策的判断」によって、 的歯止めをできる限りなくした上で、 う話なのです。 本的には政策的判断によって限定するのであっ てはいるものの、よくよく聞いてみると、 沢次第で限定の仕方を融 もう一つ、今の協議から見える重要なポ 発動 憲法や法律の縛りをかけたくな がその典型ですが、 今後は今回のような議論抜きで「政 限定的な」集団的自衛権云々と言っ 新しい前提条件 つまり安倍内閣は実質的な法 方そのものに、 行使の範囲を決めたい、 別に歯止 自民党が出してきた自 通 そもそも議論 無碍に変えてくる (新3要件) をかけるとい とい

 \mathcal{O}

俥

ったとしても、

が筋です。しかも立

は国

ことは全ての

つということを意味します。

有権者が国民の代表に選ば

ての資格で行うもの

法

解釈を許せば、政権が変わったら法の解釈も の文言を解釈することが仕事です。 場に立って解釈をするのではなく、 に対しても私が責任を持って、その上におい は私です。私が責任者であって、 長官の答弁を求めていますが、最高 使について質問されて、「先ほど来、 関連して、解釈改憲による集団的自衛権の行 だから首相は、 行政機関内での法律解釈が分かれたときに統 できないと述べてきました。 ですよ」と、言ったのです。しかしこれは二 で次のように発言しています。 本は憲法九条によって集団的自衛権の行 一する作業をして コロロ 私たちは選挙で国民から審判を受けるん レベルにおいて、完全に筋違いです。 て機能しません。必要ならば法律自 変わってしまうこととなり、 あくまで内 ける 、二月一二日の衆院予算委員会 内閣法制局はこれ 閣法制局は、 釈を変えるか 行政機関の 0 内閣法制 安保法制懇に る 政府 法の 政治的な 政治的立 の責任者 法制局 部です。 の答弁 局 条文 行政 は、 日

> 解釈が は集団が を、 命 • 首相発言がおかしなことは明らかでしょう。 帯して責任を負うべき国会に対し 資格が要請される専門職であることか かですが、 資格がすべての される領 もう一つの点としては、 たんに行政内部だけではなく、 てきているからです。 的自衛権が行使できな 重 要とされているのは、「九条 度 職に応じた公務員試験など一定 制を持 市民に開かれ た法律を解 内閣 釈する ていることは い」ということ が公務員を任 法制局 専 1務員 让 生事 7 内閣 何 見になる 不の下で いらも、 の九条 回 は しも説 要求 が連

司 法 権 Ō 問 題

せず、 このことは、 んで、 による行使は、 今回のような強引な 本では、 を下すかで決まってくる問題 裁判が起こった時に、 も出てくるでしょう。 それも九条から もちろ 出たように、 政権の 判 \mathcal{O} 最高裁 木村 断を回 草太が 航空自 で 正 避して来ています。 は自衛隊を合憲とも違憲とも 考えればおかしいという問題 は 政 が府の 個 1衛隊 を損 ||別的自衛 民が憲法を武器に戦うと 言及して 集団的自 最高裁判所がどう判決 これは最終的には憲法 側 イラク派 に訴 な いかねないと、 権 ます(注3)。 (D) ならいいのか リスクを生 そして日 ですが、 解釈変更 の 違 憲判

いう経 11 くことの必要性につながっていきます。 法規範としての役割を無意味にするこ 験をきちんと確 なげて

九

条

Ď

保障するた な改 う。 るという指摘も重要だと筆者は考えてい 集団的自衛権は、 ですよ」 ちりと「これは憲法改正手続きを取るのが筋 ことが、 とを内閣の解釈変更によって実施してしまう 本 のために権力につきつけた制限および条件 を破壊するものなのです。 権を認めるという改憲が、 ある平和主義を無化するような、 ているのは、まさにその通りなのです。 団的自衛権の行使に賛成する側の人間もきっ (それを破る権力に正統性はない、というも 「首相によるクーデター」(注4) ここで言う憲法改正の限界を少し説 その上で、日本国憲法の三大原則の一つで 今の 定が許されるもの するために主権者が国 の下の平等に反する差別を認めるよう 動きを指して、東京新聞の半田 憲法違反なのは明らかなのです。集 !が想定している憲法秩序を破壊し たは九九条の憲法擁護義務など、 だから人権保障を壊すような改正 例えば、そもそも憲法は、 首相にきっちり言うべきでしょ 憲法改正 な その観点に立ち、 そもそも憲 手続 [家を形成 の限界を超えてい 集団的自衛 (九六 だと言っ 人権を 总法秩序 説明して ます。 そ

ではないと考えております。 主義 の限界があると思い (注₅)。 パえば 改正 義及び基本的-、「現行憲法の しましては、 改憲論者だった鳩山 八権 \mathcal{O} 掲げる平 私は変更を ます」と明言し のです。 う尊重、 和 これ ここに憲法 加えるべき 主 総 5 理 国民

められる政治」論 の 危

歯止めを批判している部分があるわけです。 ク機能を果たすべきマスメディアが、 対する歯止めとなるのですが、 それは少数者の意見を無視した強引な政治に す。本来、「ねじれ国会」は、議会が多様な それができる制度がどんどんつくられ のマスコミなどによって流布され 意見を反映する結果、当然起き得るものです。 、

ーシップ」のような言葉で、 風』五月号の池上論文「特定秘 政治だというような 権力のチェッ てい 相 話 \mathcal{O} むしろ てい が 密保 部 ま

閣 特に首相 0 ・ますし、 リー 今後の 込んでい ます。 動

ップダウンで決めるなかでいろいろ 内 何 を改正する必 そこでの国会論戦 にするの 要が カン あ Ó ŋ)ます。 中で、 という具体的な姿が 集 寸 的 自 衛

権

 \mathcal{O}

っている秘

密の

いうと、

が、

その

の段階

ですで

をするため

自

「衛隊法ほか、

·数 の

関

連法

特定秘密保護法

は

自

:隊が実際に行動できるような法整備

秘密を握

7 訳 前

いる事

実

護法、 体の一 全にセットなのです。 流れから見て、 る体制をつくってしまっています。 て国家安全保障に対する重要事 全保障会議) 致では、 去年の そしてこの が 一二月に日本版 日本版NSCと、 集中していることを示 集団 首 成立しましたが、 的自衛 相と一 N S C 権 部 ず項を決 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 特定秘密保 問題 閣僚によっ そういう (国家安 いめら 閣 して 議全 完 n

立憲主義のみならず、 としていることの手続き的な面 変えられてしまうことが、 視している。そういう方向で国の 今回 結局国会を無視している のように内閣が主導 る日本の民主主義全体の それを制度として組み L · ま進 T での 11 危機と 重要 ると 8 間 6 世論を無 問題点で、 事 れ 1 、うこ いえ よう 項が

> ところです。 \mathcal{O} 層 運 っきり見えてくることになります。 動とメディアの権 一力チェ ツ ク が問 わ 市 れ る 民

て、 和主義を維持しようとする若干の 続が無視されています。 もそもこれは憲法上の問題ですので、 う方も おかしいわけです。 め方は憲法違反だ」と言って、 カン (具体的な審議に入る前) 現時 民意が いるかもしれません 点では薄そうです。 反 Þ 映されるのでは 、あ結 ただしその 局 国会議員が「この進 玉 から戦わなければ 見込みは、 根本のところ 違います。 な 審 政党を除 いか」と思 議する 改憲手 0) そ

3 なぜ集団的 衛権なの

?

残りの す。 二つについて、 安倍首相を中心とする自民党タカ派 安倍 っているの スペースがないので、 政 権 は、 か。 簡潔に考えてみたいと思 この問題を考えるにあたり、 ぜ 団 的自衛権を行 米国の要求と、 がの狙 V ま \mathcal{O}

メリ 力 政 府 は 何を 考えてご

護法とは何

か」のなかに、

「国の行政

機関が

変えただけで、 少しだけ触

自動的に集団的

衛権が行使

ア

定による解釈改憲が通った後

れておきます。

内閣

憲法

近解釈を

丰

き

な

題の

最後に、

今の

決

の動

きについて まま閣

一秘密の

内

訳

という表があ

できるわけでは

ありませ

ん。

秋

 \mathcal{O} 自 が

臨

嵵

国会以

自 かしまず尖閣諸島は①日本にとっては. \mathcal{O} 日 |衛権の 適 L ま た際 用 ず 範 !囲であるという発言をしました。 の 玉 一囲であり 記者会見で、 が、 兀 ②そもそもアメリカ 月に 尖閣諸₂ オバ 島は安保条約 7 大統 個別: 領 が 的

してきました。なかっただけで)、同じことを繰り返し発言を関係者は以前から(大統領が直接言ってこ

ないわけです。 らして米議会が判断する、 や紛争に介入するか否かは、 です(注6)。米国が尖閣諸島で日中の の承認を求めるよう努力する』」ということ 条約で約束していることは、せい ということは同一ではない」。 が安保条約の対象になる』と 『尖閣諸島での軍事紛争の際に米軍が 次のように見てい 省 玉 ということでしか 際情 米国 「米国が安保 いうことと、 「『尖閣諸島 報 いぜい の国益に照 局 長 出 0 衝突 孫崎

米国内タカ派がいることも確かなのです。 を煽る安倍 他方、 米国 政権にかなり $\overline{\mathcal{O}}$ 主流 やはり集団的自衛権を欲 政 政治家は、 距離を置 中 きたがって 玉 F Ō いする 対立

勢力の支援を受けている知識人や政治家です。 日米安保を維持することによって利益を得る ミテージ・ナイ・レポートで、 9・11直後、二○○一年十月の第 ジョセフ・ナイやリチャード・アーミテー った米国 :行使できるようにして [のジャパン・ハンドラー と呼ばれる人びとが 集団的· ほ とい 自衛権 次アー 日 · う

(「日米同盟─アジア安定の礎石」)で、集月の、第三次アーミテージ・ナイ・レポート近年の露骨な要求の一つが、二○一二年八

ている、ペルシャ湾での機雷除去にも言及している、ペルシャ湾での機雷除去にも言及しいの自衛権の行使を要求し、首相がこだわる

ます。 ても、 います。 ることは、 とされてきた軍 アメリカ政 月 月 その中で、 本が軍事負担を今より増やしてくれ 彼らからすれば歓迎に 府 事費の削減 は 財 後方支援的なもの 政 難 に あ ま で手を付け 決まって カュ 0 であ 7 ~聖域 t 0

自衛隊の になったのです 業が、米国企業に下請け的に取り込まれつつ、 ることができませんでした) 前からできましたが、それ以外の ステムに組み込んで、それを輸出できるよう が持っている世界最先端の技術を、 にも及びません。しかしながら個々のメー 全体を仕上げること) \mathcal{O} 軍事産業の技術において、 本の工業技術は優れている面があるとはいえ、 が無くなり、 軍事産業の協力が進みます。 統合(完成品として売れるレベルの そして、 バルに展開していく、 0 米軍への 日 秘密保護法も作られ 米 \mathcal{O} (米国や日本で使う分には以 下請 軍 事 を中心に、 的 け化が進 特に兵器システム 体 という流 武器輸出 化 日 め 米国 本の 国に輸出 米国 質的 軍需企 らものに 日米 れ \mathcal{O} 足元 にな のシ に カー 日 則 \mathcal{O} は

わ ...肢として持つことが米国にとってプラスと 接もたらす利益 日 性能 力 の高 い兵器を取引の が 大き 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ ŧ 巨 のか 大 な 選 は 軍

> 考えて 世界 政治 とは全く別の世界です。 しかし米国が 側 のタカ派の利害が共通する面ともいえます。 っきりしています。 の軍 面でも) いるのは、 事的緊張を高めるもの 武器取引を巧みに使うことは、 ミサイ あたりは、 置でも、 主

安倍政権の狙いは

てきています。 的自衛権行使への要求を、強く出さなくなっ ただし米国側も、一時期に比べると、集団

権 としても確立されてきてい 後方支援をする法律上の体制も、 衛隊がいろいろなところに出て行き、 です。このことに見られるように、 な戦争に日本が協力して自衛隊を出したわけ というロジックを使ってはいるものの 掛けた戦争です。派遣先は 争でした。自衛権でも何でもない、米国 ま 7 でもそれ ようにイラク戦争は国連から見ると違法な !がなくてもかなりのことができるのです。 その背後にはお 。一つはイラク戦 日本 およそ二つ を進めなくても、 世 一論が 「非戦闘地 イント 反 集団的な 実際 現実に自 米軍 が 違法

5う一つ、より大きな要因は、日中関係の

てくる問題です。悪化です。これは、安倍政権側の狙いと関わっ

は微妙なところです。可能ですが、単純にそれだけで捉えられるか可能ですが、単純にそれだけで捉えられるか

盟国 念が実際に出ています。 米軍も巻き込まれるの からしても する敵対心がありありと見て取れます。 外倍首相 無人島の岩をめぐって日中戦争が起 |で中国包囲網をつくるという、 他のアジア・太平洋地域のアメリ ここの 前のめ 人に 'n ではな 突き進まれるとまずい Š n か か」という懸 6 中国に対 力 米国 日 (D) 同 米

して強気に出ている面があります。社に強行参拝したところを見ても、米国に対す。アメリカ政府高官も批判する中、靖国神へある種の脅しをかけている面があるわけで網を作るぞ、と、首相の側からアメリカ政府網を作るぞ、と、首相の側からアメリカ政府網を作るぞ、と、首相の側からアメリカ政府

と言えます。 層としての を納得させるための動きを首相は取っている み込まないでしょうが、 米国から愛想を尽かされるところまでは踏 「反米保守」 それ以外 大多数 と「親米保守」 自民党タカ派 有権 いの支持 著 双方 \mathcal{O} 崽

なるような「親台(湾)派」であり、中華人すいわけです。また、彼が祖父の岸首相に連リズムが高まり、戦争のできる体制を作りや日中関係が緊張すれば、日本国内でナショナ米国を巻き込んで対中包囲網を作ることで米国を巻き込んで対中包囲網を作ることで

を る 一 面

があるにし

しても、

国

[と首脳会談

現在

の東アジア情勢が以前

より

緊張

して

1

の一端を作っていることは明らか

べです。

その

外交聚

何かあっ

たときに軍事

サ力をす

度もできてい

例えば首相は二○○五年に「日本の国益にいという面も、根強くあります。民共和国との友好関係を好ましく思っていな

考えています。 つい 期的に見て国益を損なうことにつなが 度に出てこないとはいい切れない。 などで譲れば、 を緩めて、 (注7) て、 などと発言してい 少なからぬ ビジネスで利益を上げることだと しかし、 ほかの問題についても強 3人々は中1 いま中国に靖国 玉 Ō それは長 緊張関係 ります」 間 V 態 題 係

₽ でした。 のことをまともに説明しようとすらしま もたらすのでしょうか。 分かれている問題です。 て強く出ることがどんな「国益」なるものを 靖国神社の問題は、 首相 は国民に(特に反対する人々に) 国内でも賛否が そこで世論を無視 昨年末に 参拝した際 激 しく せ そ W L

とでこれだけこじれているのです。 いますが、もとはといえば日本側が動 いていえば尖閣問 具体的にどう変わっ 権のときから同じことをいっているだけで、 という理由を挙げていますが、 きに、「日本をめぐる安全保障環境の変化」 安倍首相 は 集団的自衛権 1題が前よりも厳しくなって たのか説 が必要だというと 明しません。 一次安倍政 11 L

> なりません。 努力をせよ、 して明らかに間違 う「積極的平和主 5 ていくのだ」 ようとしていることです。 使できる状況をつくる、 隣国と戦争をしな 私たち市民がいわなけ 日 日 本 ŧ 安倍首品 国憲法に照ら れ 11 関係を作っ っと外交的 相 が

書、二〇〇七年)。 1 豊下楢彦『集団的自衛権とは何か』(3注

波

- 『イラク占領』 (緑風出版、二○○七年)を書店、二○○七年)と、パトリック・コバーン『イラク危機はなぜ防げなかったのか』 (岩波2 以下、イラク戦争については、主に川端清隆
- 3 『週刊朝日』六月二○日号でのインタビュ参考にしました。

Ì

- 権と自衛隊』(岩波新書、二〇一四年)。4 半田滋『日本は戦争をするのか―集団的自衛たと
- 四年)で要旨が紹介されている。 国憲法(下)』(同時代ライブラリー、一九九国憲法(下)』(同時代ライブラリー、一九九5 参議院内閣委員会、一九五六年四月三〇日で
- 〇一一年)。 孫崎享『日本の国境問題』(ちくま新書、二

6

- 年)。 7 『安倍晋三対論集』(PHP研究所、二〇〇六
- この他、 ここでは省略します、 を参照しました。 の「集団的 学術論文を参考にさせていただいてい 自 一四年七月号、 衛権の事実と論点」(上、下) ご容赦ください。 いる集 八月号〔近刊〕) かい部分で 的自衛権 研究会 など 世